



2026 年 7 月 15 日

各 位

会 社 名 日 本 製 麻 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 植 杉 泰 久
(コード番号 3306 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取 締 役 折 本 和 也
電 話 番 号 078-332-8251

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下、「本新株発行」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2026 年 8 月 12 日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 55,000 株
(3) 発行価額	1 株につき 695 円
(4) 発行総額	38,225,000 円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割当ての株式の数	当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。） 4 名 35,500 株 当社の監査等委員である取締役 3 名 19,500 株

2. 発行の目的及び理由

当社は、2026 年 5 月 22 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議いたしました。

本制度は、当社の取締役（監査等委員である当社の取締役を除く。）については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを、また当社の監査等委員である取締役（以下、監査等委員でない取締役と併せて「対象取締役」といいます。）についても、当社の企業価値の毀損の防止および信用維持へのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共

有を進めることを、それぞれ目的とするものであります。

また、当社は、2026年6月25日開催の当社第98期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与のために、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対しては、年額8千5百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）の金銭報酬債権を支給することを、また監査等委員である取締役に対しては、年額1千5百万円以内の金銭報酬債権を支給することを、それぞれご承認いただいております。

本新株発行は、対象取締役に対して本制度に従って譲渡制限付株式を付与することを目的に行うものです。

3. 本制度の概要

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本制度により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行を受けることとなります。なお、監査等委員である取締役に対する個人別の割当株式数及び金銭報酬債権額は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

また、本制度により当社の対象取締役に対して発行する当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、当該株式の募集事項を決議する当社取締役会開催日の前営業日における東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、本制度による当社普通株式の発行に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、各対象取締役が株主の皆様との一層の価値共有を進めることへの動機付けとすること、並びに各対象取締役の職責の範囲及び役員報酬全体に占める株式報酬の割合等を勘案し、対象取締役に金銭報酬債権合計38,225,000円（以下、「本金銭報酬債権」といいます。）、普通株式55,000株を付与することといたしました。本新株発行においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役7名が、当社からそれぞれ付与された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）について発行を受けることとなります。

4. 本割当契約の概要

（1）譲渡制限期間

2026年8月12日（払込期日）から当社の取締役から退任した直後の時点（当該時点が2027年6月30日以前である場合には2027年7月1日午前零時）までの間

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が職務執行期間中（2026年6月25日開催の定時株主総会から2027年6月開催予定の定時株主総会の終結の時まで）、継続して当社の取締役の地位にあること（以下、「権利保持資格」という。）を条件として、譲渡制限期間満了時点（ただし、対象取締役の死亡その他正当な理由による退任の場合は、当該退任した直後の時点とする。）をもって本割当株式の全てについて、譲渡制限を解除する。

（3）職務執行期間中に、対象取締役が死亡その他正当な理由により権利保持資格を喪失

した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役が、死亡その他正当な理由により権利保持資格を喪失した場合には、当該退任した直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

権利保持資格の喪失時において保有する本割当株式の数に、対象取締役の職務執行期間に係る在職期間（月単位）を職務執行期間に係る月数 12 で除した数（その数が 1 を超える場合は、1 とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）とする。

（４）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（３）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

（５）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が証券会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して証券会社との間において契約を締結している。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

（６）組織再編成等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編成、株式の併合等（以下、「組織再編成等」という。）に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編成等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、職務執行期間の初日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を 12 で除した数（その数が 1 を超える場合は、1 とする。）を乗じた数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の株式について、組織再編成等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

5. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本新株発行は、本制度に基づき、当社の 2026 年度の譲渡制限付株式報酬として支給される金銭報酬債権を現物出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026 年 7 月 14 日（取締役会決議の前営業日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である 695 円としております。これは取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的でかつ、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上